

高南小学校いじめ防止基本方針

令和 7 年 4 月改訂

「いじめ防止対策推進法」(平成 25 年法律第 71 条。以下「法」と呼ぶ)第 12 条の規定及び国の「いじめの防止等のための基本的な方針」(平成 25 年 10 月 11 日 文部科学大臣決定)、「豊島区いじめ防止基本方針」に基づき、いじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進するために「豊島区立高南小学校いじめ防止基本方針」を策定する。

1 いじめの定義 いじめ防止対策推進法について

(1) いじめの定義

いじめとは、『児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものを含む。)であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているもの』をいう。

(2) いじめ防止対策推進法

いじめ防止対策推進法は、社会総がかりでいじめの問題に向き合い、対処していくための、基本的な理念や体制を定めた法律

2 学校いじめ防止基本方針の目的

いじめはどの学校でも起こりうるという想定のもと、児童の人権を守ることを目的に、いじめ問題

に

対して学校・家庭・地域・教育委員会等関係機関が相互に連携・協力し、いじめの未然防止・早期発見・対応に取り組み、児童一人ひとりが「いじめをしない、させない、見て見ぬふりを許さない」という気持ちをもつことができるよう、地域総がかりで児童の健全育成に取り組むため学校いじめ防止基本方針を策定する。

3 3つの段階でいじめ防止に向けた具体的取組

(1)未然防止

- 児童の豊かな情操と道徳心を培い、心の通う対人関係の構築に資する力を養うため、全教育活動による道徳教育、人権教育、読書活動、体験活動を充実、推進を図り、「いじめをしない　させない　見て見ぬふりも許さない」ことを、児童自らが理解し行動できるようにする。
- 教育活動全体を通して、児童同士が話し合い学び合う場面を意図的に設定し、互いのよさを認め合える良き学校・学級風土を醸成する。
- 特別活動を中心として、集団の一員としての自覚や自信を高められる指導を行い、適切な人間関係づくりと児童の自己肯定感・自己有用感を育成する。（i-checkの活用、校内研修の実施）
- 家庭と連携し基本的生活習慣の確立を行うとともに、情報モラル教育を推進し、インターネットを通じて行われるいじめへの対策を家庭とともに考え実行する。
- 児童が主体的にいじめ防止に向けた取り組みを推進できるよう人権週間等を活用した啓発活動を行う。
- 年度当初に児童、保護者、地域の方に学校いじめ防止基本方針について説明するとともに、本基本方針を学校ホームページに掲載し、周知を図る。

(2)早期発見

- 月ごとのいじめ実態調査の実施、年間3回実施するふれあい月間を通じたアンケート調査の実施、担任やスクールカウンセラー等との面談の実施等を行い、日頃からこどもたちの小さな変化やSOSを見逃さない手立てを構築する。

○児童・保護者が相談しやすい教育相談体制を整備し、相談窓口の周知を行うとともに、教職員間においても些細と思われることを共有できる体制を構築し、管理職への報告・連絡・相談が確実に実施できるようにする。

○学校運営協議会において情報を共有し、地域での見守りを願うなど「地域総がかり」でいじめ問題に取り組めるようにする。

(3) 早期対応のための取組

○いじめを発見したりいじめの報告を受けたりした教職員が、その事実を抱え込むことがないよう、学校いじめ防止対策委員会を速やかに開催し、組織的な対応に移行する。

○いじめの発見・通報を受けた場合は、速やかに関係児童から聞き取りを行うなど、いじめの正確な実態把握を行う。

○高南小いじめ防止委員会を核として、実態調査（現状・経緯・背景・人間関係）や児童へのヒアリングを行うなどし、いじめの全容解明に向けた取り組みを速やかに行い2週間以内の解消を想定した短期計画及び人間関係再構築等の再発防止中長期計画を策定し、保護者関係機関と共に共有し対応する。

○いじめが犯罪行為として取り扱われる懸念がある場合には、掲載及び関係機関や専門家等と相談し、連携して対応する。

○いじめられた児童やいじめを知らせた児童が安全に安心して学校生活を送れるよう、様々な配慮を行う。

○いじめを行うなどした関係児童には、自らの言動の問題点を顧みることができるよう、個に応じた指導を徹底する。

4 いじめへの対応

(1) 認知

いわゆる社会通念上のいじめと学校で認知するいじめは必ずしも一致するものではない。高南小学校では、児童の力関係や深刻さは、いじめの認知に影響しない。相手を傷つけることを意図し

ない言動や関係児童や第三者が問題ないにとらえられるような状況であったとしても、対象児童が苦痛と感じている場合は、いじめとして認知をする。いじめと認知することは、児童の苦痛を受け止め、ケアすることを含むものである。

(2)解消に向けた取組

①いじめを受けた児童への対応

ア 安全確保

いじめを受けた児童やいじめを知らせてきた児童の安全を確保するために、状況をきめ細かく把握する。具体的には、授業中、休み時間、放課後及び家庭訪問などを利用した複数の教員による声かけや面談、教職員の打合せ等を利用した児童の情報共有、見守りや登下校の付き添いを実施する。

イ 心身のケア

いじめを受けたことによる心理的ストレスなどを軽減するために、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等とともに、対象児童及び保護者のケアを行う。

ウ 学習支援

いじめを受けたことにより、授業に参加できない児童に対して、学習支援やオンライン授業（個別クラスルームの開設）等を実施し、学習の支援を行う。

②いじめ行為を行った児童への対応

ア 指導及び組織的な対応

いじめの関係児童には、教育的配慮の下、いじめに至った背景・経緯を明らかにしながら、自らの行為の問題点に気付かせるように、個に応じたきめ細かい指導を行う。

イ 心身のケア

状況に応じて、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等と連携し、関係児童の継続的なケアを行う。

ウ 関係機関との連携

児童の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあると考えられる事例については、警察や児童相談所等と適切に連携し、毅然とした態度で指導を行う。

③ 校内における組織的な対応

ア 教職員の対応

いじめを発見した、またはいじめの報告を受けた教職員は、特定の教職員で対応せず、学校いじめ防止基本方針に則り、校長及び学校いじめ対策委員会に直ちに報告する。校長の指示の下、いじめを受けた児童及びいじめの関係児童の保護者等にも状況を説明し、家庭での見守り及びいじめの解消に向けた指導への理解と協力を得る。

イ 校長及び学校いじめ対策委員会の対応

いじめの報告を受けた校長及び学校いじめ対策委員会は、事実の確認といじめの解消に向けた取組が組織的に行えるように指示、指導する。また、その指導の状況や児童の様子から、いじめの解消に向けた取組が適切であるかを判断し、必要に応じて改善を指示、指導する。

ウ 犯罪行為への対応

いじめが犯罪行為として取り扱われるべきと認められる事案については、警察及び関係機関と連携する。

(3) 解消の基準

・いじめの解消の基準は当該いじめの行為が少なくとも3か月継続して止んでいること、対象児童が苦痛を感じていないことを目安とする。学校は、スクールカウンセラー等の専門家と連携し、児童が信頼できる教職員により、秘密が確実に守られる場所で丁寧に対象児童の状況を確認する。

・いじめは、単に謝罪をもって安易に解消することはできない。いじめが「解消している」状態とは、次の2つの条件が満たされているものをいう。

① いじめに係る行為が止んでいること

被害者に対する心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）が止んでいる状態が相当の期間継続していること。この相当の期間とは、少なくとも

も3か月を目安とする。

②被害児童が心身の苦痛を感じていないこと

いじめに係る行為が止んでいるかどうかを判断する時点において、被害児童がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。被害児童本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。

「いじめ防止等のための基本的な方針」平成25年10月11日 文部科学省大臣決定

[最終改定：平成29年3月14日]より

抜粋

5 高南小学校いじめ防止委員会

(1) 設置

いじめ防止対策推進法第22条に基づき、本校に「高南小学校いじめ防止委員会」を設置する。

(2) 構成

校長(委員長)、副校長、主幹教諭、生活指導主任、養護教諭、スクールカウンセラー、校長が必要と認める教職員

(3) 役割

【いじめの未然防止と早期発見】

- いじめへの組織的対応の徹底
- いじめの未然防止
- いじめの早期発見
- 関係機関との連携

【いじめの迅速な対応】

- 適切な状況把握
- 計画に基づいたいじめ解消の取組の実施
- 児童への指導、保護者への啓発
- 教育委員会への報告

(4) 年間計画

月	内 容
4 月	要配慮児童への支援・指導研修 第1回いじめ防止研修会（教職員）①
5 月	教育相談体制の周知徹底 第1回 i-check 調査
6 月	ふれあい月間・調査 いじめ防止授業実施①
7 月	個人面談
8 月	いじめ防止研修会（教職員）②
9 月	第2回 i-check 調査
10 月	教育相談体制の再確認
11 月	ふれあい月間・調査 いじめ防止授業実施②
12 月	個人面談
1 月	いじめ防止研修会（教職員）③
2 月	ふれあい月間・調査 いじめ防止授業実施③
3 月	第4回いじめ防止委員会

※いじめ防止対策委員会は毎月実施する

6 高小中学校いじめ緊急対策委員会いじめ重大事態の対処

(1)いじめ重大事態への対処

①重大事態の定義

重大事態の定義は、法第28条第1項において、「いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。」（同項第1号。以下「生命心身財産重大事態」という。）、「いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。」（同項第2号。以下「不登校重大事態」という。）と規定されている。

【同項第1号に該当する事案について】

- 児童・生徒が自殺を企図した場合 ○ 身体に重大な傷害を負った場合
- 金品等に重大な被害を被った場合 ○ 精神性の疾患を発症した場合 などのケースが想定される

②高南小学校緊急対策委員会構成

いじめ防止委員会の構成員に加え、教育委員会職員（心理職、指導主事等）及び校長が必要と認める者（学校関係者等）により構成する。

③役 割

- ア 速やかな事実調査、教育委員会への迅速な報告
- イ いじめ解消計画の作成、実施、評価に基づいた修正
- ウ いじめを受けた児童の保護・支援
- エ いじめを受けた児童の保護者への連絡（情報提供）
- オ いじめを行った児童への指導、措置
- カ いじめを行った児童の保護者への協力要請・啓発
- キ 教育委員会・児童相談所・警察・関係機関との連携

ク 教育委員会・区長の求めに応じた対応（報告書・記録の作成、ヒアリング、新たな調査の実施等）

(2)重大事態発生時の基本的な対応

重大事態発生時の基本的な流れ及び調査主体・調査方法等については、本基本方針及び「いじめの重大事態調査に関するガイドライン」（令和6年8月改訂版文部科学省）により、適切に対応する。

① 重大事態調査の目的

重大事態の調査は、民事・刑事・行政上の責任追及やその他の訴訟等への対応を直接の目的とするものではなく、学校や設置者が可能な限り事実関係を明らかにすることで当該事態と同種の事態の発生防止を図るものである。参考：【「いじめの重大事態調査に関するガイドライン」（令和6年8月改訂版 文部科学省）】

② 把握・判断

ア 学校は、児童や保護者、地域からのいじめの情報・訴えや児童のいじめと疑われる言動等を把握した場合は、速やかに学校いじめ対策委員会を開き、組織で情報の収集と記録を共有し、いじめの認知、学校いじめ防止基本方針に基づいた対応を確認する。また、児童の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるときは、速やかに警察と連携し、対応する。

イ 重大事態の判断は、法に基づき、教育委員会又は学校が行う。なお、学校が判断する際は、学校いじめ防止対策委員会において判断を行う。

ウ 学校は、重大事態の発生について、直ちに教育委員会事務局に報告する。いじめ重大事態は、事実関係が確定した段階で重大事態としての対応を開始するのではなく、「疑い」が生じた段階で調査を開始しなければならない。

エ 不登校重大事態については、原則として学校主体で調査を行う。また、学校が調査を行う場合においては、教育委員会事務局は、必要な指導・助言及び人材配置等の適切な支援を行う。

オ 調査主体者は、調査を始める前に対象児童・保護者に対し重大事態調査に関する事前説明を実施する。また、関係児童・保護者への説明も行う。

③ 報告

学校は、いじめを受けた児童及びその保護者、いじめに関係した児童及びその保護者に対し、事実関係等その他の必要な情報を適切に提供する。調査結果の公表の可否及び公表の方法や内容については、教育委員会が、事案の内容や重大性、対象児童及び保護者の意向、公表した場合の児童への影響等を総合的に勘案して適切に判断する。また、調査結果について、学校は教育委員会に報告する。

7 取組の評価・見直し

学校は、ふれあい月間で実施する「教員シート」及び「学校シート」や学校評価等を活用し、いじめ防止対策について、PDCAサイクルによる評価・改善を行い、「学校いじめ防止基本方針」の見直しを行う。

8 その他

- (1) 重大事態の調査に係る情報の公開については、豊島区教育委員会いじめ防止基本方針及び豊島区情報公開条例等に基づき対応する。
- (2) 重大事態調査を実施した際には、調査を実施する団体（第三者委員会）より提言された再発防止策について真摯に受け止め、実施計画を作成するとともに、実施状況について教育委員会に報告する。